

実践トレーニングコース（実践能力習得訓練コース）のご案内

実践トレーニングとは

実践トレーニングは、障害者の皆さんの就職を実現するために実施する公共の職業訓練の一つで、職場実習型の訓練です。

訓練のメリット

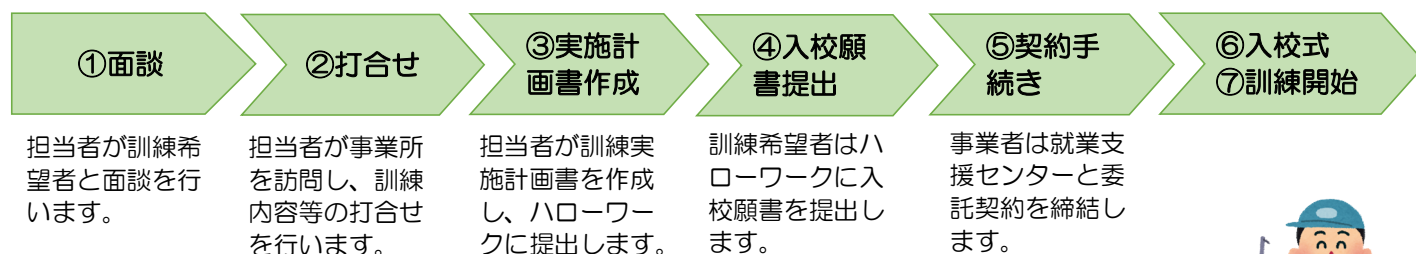
実際の職場での実習訓練を通し、仕事への適性や、こういったサポートが必要となるかを双方が知ること、継続就労につながります。



訓練の概要

訓練対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）に求職者登録をし、公共職業安定所長が受講あっせんする方。
訓練期間	1か月・2か月・3か月の設定ができます。（1か月あたり標準100時間、最低60時間）
委託料	訓練生1人あたり月額64,000円～（税抜き）を委託料として事業主にお支払いします。
訓練生募集方法	支援者等によって、就職を希望する障害者と委託先である企業や事業所間で事前に調整されている場合もありますが、まずは当センターにご相談ください。 ハローワークや各支援機関に募集チラシを配布し、訓練受講者を広く募集する「公募型実践トレーニング」の活用も可能です。
これまで実施した訓練内容の例	介護施設での調理・洗濯等作業補助、工場内の清掃、部品の組み立て、製品のセットアップ作業、弁当の盛り付け作業、農産物の栽培、出荷作業、パソコンの入力作業など
その他	訓練生への賃金の支払いは不要です。訓練生には訓練期間中、雇用保険基本手当等・職業訓練手当・職業訓練受講給付金を受給出来る場合があります。

訓練までの流れ



※「公募型実践トレーニング」の場合は、①面談を省き、新たに「募集期間」や「面接選考」等を加えます。

山梨県立就業支援センター

〒400-0026 山梨県甲府市塩部4丁目5-28
TEL (055)251-3210 FAX (055)251-3221
<https://www.pref.yamanashi.jp/shugyo/index.html>

